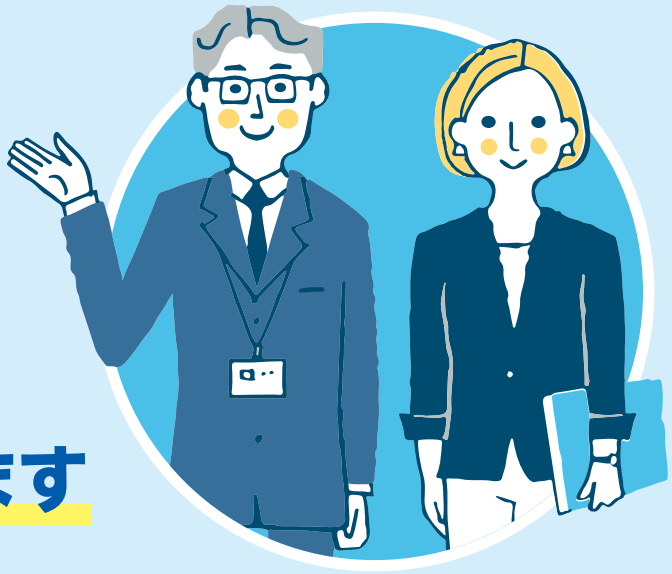
JA共済

建物の柱（構造）が確認できる書類のご提示をお願いします



このたびは、ＪＡ共済への加入をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。
ＪＡ共済では、万が一の際に迅速に共済金をお支払いする観点から、建物更生共済および火災共済等のご契約のお申込み時に、共済の対象である建物（共済の対象が動産の場合は、動産を収容する建物）について、**建物の柱の告知内容などに間違いがないか、書類により確認**させていただく手続きを導入しております。ご契約者様には、お時間・お手間を頂戴することになりますが、ご協力のほどお願い申しあげます。

書類が必要となるケース

柱が「コンクリート」「鉄骨耐火被覆」「鉄骨」等の木材以外の部材であると告知をいただいた場合

ご契約にあたって、耐火造の共済掛金率（一般的な木造の物件よりも共済掛金は安くなります。）を適用する場合には、柱（構造）が確認できる書類をご提示いただく必要があります。



ご用意いただく書類

建物の柱（構造）が確認できる書類

- 建築確認申請書
- 登記事項証明書（登記簿謄本）
- 工事完了引渡証明書
- 建物の設計書・仕様書・図面
- 賃貸住宅契約書
- 固定資産税課税明細書 など



※1 柱以外の構造が確認できる書類のご提示をお願いする場合もあります。
※2 柱（構造）が確認できる書類をご提示いただけない場合には、基本的に耐火造の共済掛金率を適用できません。

告知事項・通知事項について

告知事項 … 共済契約者・被共済者には、契約締結の際に建物の用途や構造、他の共済（保険）契約の加入有無などについて告知いただく義務があります。また、ご契約を継続される場合においても、変更があれば告知いただく必要があります。
通知事項 … 共済契約者・被共済者には、共済の対象となる建物や動産に変更（増改築等）が生じた場合に遅滞なくＪＡにご通知いただく義務があります。
告知・通知をいただけない場合は、共済金等をお支払いできないことや、減額してお支払いすることがありますのでご留意ください。

お問い合わせ

この資料は概要を説明したものです。詳細は「重要事項説明書（契約概要）」、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

（24485000036）